



# ぶらりらいぶらりい

～図書室にはこんな本があります～

## No. 82

★利用者からの質問をもとに昭和館図書室の資料を紹介します。

(書名の後の( )の数字は請求記号です。)

問) 「終戦の詔書」の内容を知りたい。

答) まず、

**図書** → **ことば** → **終戦の詔書** で検索してみます。

結果は、53件。もう少し絞り込みをした方がよさそうです。

基本的な資料から、『終戦の詔書』に関連するキーワードを探してみます。

『昭和二万日の全記録 第7巻 (昭和20年→21年)』(210.7/Ko19/7 開架大型)の索引で、「終戦の詔書」を調べます。該当ページを見てみると、玉音放送で流れたことや新聞に掲載されたこと等が分かります。

それでは、さきほどの検索に「玉音放送」のキーワードを追加して、検索をしてみます。

**図書** → **ことば** → **終戦の詔書**

→ **ことば (絞り込み条件ボタン)** → **玉音放送**

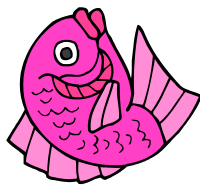
結果は、8件。

『昭和史の天皇 30』(210.7/Y81/30) 閉架  
詔書の原文と現代語訳が載っています。

図書室には、書棚に並んでいる図書以外にもたくさんあります。

検索端末を使って、読みたい本を探してみてください。

操作方法等がわからない場合は、カウンター職員までお気軽に…。



## ・・・悩める昭和人 4・・・

今も昔も悩みは尽きず・・・。

【問】「私共の一人娘にこの度良縁がございまして、当人は勿論のこと、私共夫婦親戚一同非常に乗気になっているのでございます。ところが私共では、主人が戸主で娘が相続人でございますので、相手の方に婿養子に来て頂きたいのですが、あいにくと相手は戸主なので、婿養子には迎えられず非常に困っております。その方には・・・(中略)・・・弟がありますので、弟に戸主を譲って私共へ入籍してもよいと申されていますが、そのようなことができますのでしょうか。宅の主人は・・・(中略)・・・娘を相手方へ縁づけてもかまわぬと申しておりますが、相続人でも他家へ入籍することができるのでしょうか」

【答】 どちらにでも入籍できます

「婿養子とするには、相手は戸主ですから、弟さんを家督相続人と定め、戸主の住所地を管轄する区裁判所へ、隠居の許可申請をすることが必要であります。許可を得たならば戸主の本籍地または住所地で隠居届をなし、その上であなたの方の本籍地または住所地で、婿養子縁組届をなさればよろしいのです。お嬢さんを先方へ縁づけるには、お嬢さんは法定の推定家督相続人ですから、まず廃嫡をしてからでなければなりません。廃嫡するには、戸主たる御主人の住所地を管轄する区裁判所へ、親族会の招集申請をなし、戸主はその親族会で、廃嫡について同意を得た上で、同じく戸主の住所地を管轄する地方裁判所へ、家督相続人廃除の訴を提起し、廃除の判決を得たなら、相手方の本籍地または寄留地で、婚姻届をなさればよろしいのです。」

(『主婦之友 第25巻第9号(昭和16年9月)』より)

※ 旧漢字、旧仮名遣いは改めました。

旧民法では戸主が婚姻により他家へ入るには、家督相続人を定めてから第754条により隠居の届をしなければなりません。また将来、戸主として家を相続するだろう推定家督相続人は第744条により本家を相続する場合を除き、他家に入ったり、一家を創立することはできません。上記相談の場合、第975条により推定相続人の廃嫡をしなければなりません。戸主には家族に対して扶養の義務を負う代わりに、家族の居住指定権・婚姻や養子縁組の同意権などを持ち、系譜、祭具及び墳墓の所有権は家督相続人の特権となります。

但し、この家督相続は遺産などを相続する遺産相続人とは意味合いが違います。



—図書室から—

急に涼しくなってきました。過ごしやすい季節です。夏の疲れも出てきて、みなさん体調はいかがですか？

※ 図書室フロアでの携帯電話の使用・飴などの飲食・ペットボトルの持ち込みが目立ちます。図書室の利用マナーをお守りください。

ぶらりらいぶらりい ～図書室にはこんな本があります～ No. 82

2006年9月21日 発行

編集・発行 昭和館 図書室

〒102-0074 東京都千代田区九段南1-6-1